

理容所・美容所 開設の手引き

～構造設備・衛生管理の基準～

1	理容・美容とは	1
	(1) 理容・美容の定義	
	(2) 理容所・美容所の範囲	
	(3) 営業の禁止	
2	開設の流れ	1
3	理容所・美容所に必要な構造設備	2
4	理容所・美容所の衛生管理	5
	(1) 洗浄と消毒	
	(2) その他の衛生措置	
5	手続き・必要書類	8
	(1) 開設時に必要な書類	
	(2) 開設後に届出内容を変更したとき	
	(3) 承継に関する届出	
	(4) 廃止したとき	
6	免許の申請	10



江東区保健所

本編で使用している根拠法令の略語について

理法 : 理容師法

美法 : 美容師法

理令 : 理容師法施行令

美令 : 美容師法施行令

理規 : 理容師法施行規則

美規 : 美容師法施行規則

理条 : 江東区理容師法施行条例

美条 : 江東区美容師法施行条例

理条規 : 江東区理容師法施行条例施行規則

美条規 : 江東区美容師法施行条例施行規則

(「理法 1-2-3」は、「理容師法第 1 条第 2 項第 3 号」を指します。)

1 理容・美容とは

(1) 理容・美容の定義

理容	頭髮の刈込み、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいいます。 (理法 1 の 2-1)
美容	パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいいます。 (美法 2-1)

(2) 理容所・美容所の範囲

人が社会生活上の地位に基づき、その行為を「反復継続」して行うことを「業とする」とし、相手方が不特定または多数であること、対価を受けること等は「業」の概念上必要ではありません。

理容師法・美容師法が適用される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定人を対象とする官庁、会社、工場、学校等の福利施設としての理容所・美容所 ・ いわゆる美顔施術（医療行為または医療類似行為である場合を除く。）については、当該施術が容姿を整え、または美しくするために化粧品または医薬部外品を用いる場合 ・ 人毛や人工毛の束を毛髪に付け、容姿を整えるためにその人毛（人工毛）をカットするなどの「付け毛」（通称エクステンション）の施術を行う場合
-------------------	---

(3) 営業の禁止

① 無免許営業の禁止

理容師・美容師の免許を受けた者でなければ、理容・美容を業としてはならない。
(理法 6、美法 6)

無資格者は雑事手伝い（掃除、タオル絞り、道具整理等）を行うことはできますが、理容・美容の本質的作業に従事することはできません。

② 理容所・美容所以外の営業の禁止

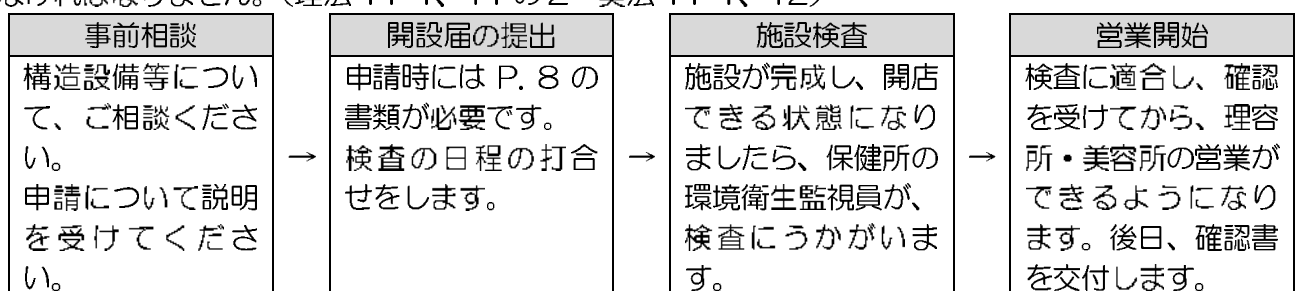
理容師・美容師は、理容所・美容所以外においてその業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。
(理法 6 の 2、美法 7)

以下の場合に限り、出張業務を行うことができます。

- ・ 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して、理容・美容を行う場合（理令 4-1-1、美令 4-1-1）
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に理容・美容を行う場合（理令 4-1-2、美令 4-1-2）
- ・ 社会福祉施設等において、その入所者に対して理容・美容を行う場合（理条 5-1-1、美条 5-1-1）
- ・ 演劇に出演する者に対して、出演の直前に理容・美容を行う場合（理条 5-1-2、美条 5-1-2）

2 開設の流れ

理容所・美容所を開設しようとする場合は、事前に保健所へ開設届を提出し、施設の確認を受けなければなりません。(理法 11-1、11 の 2・美法 11-1、12)



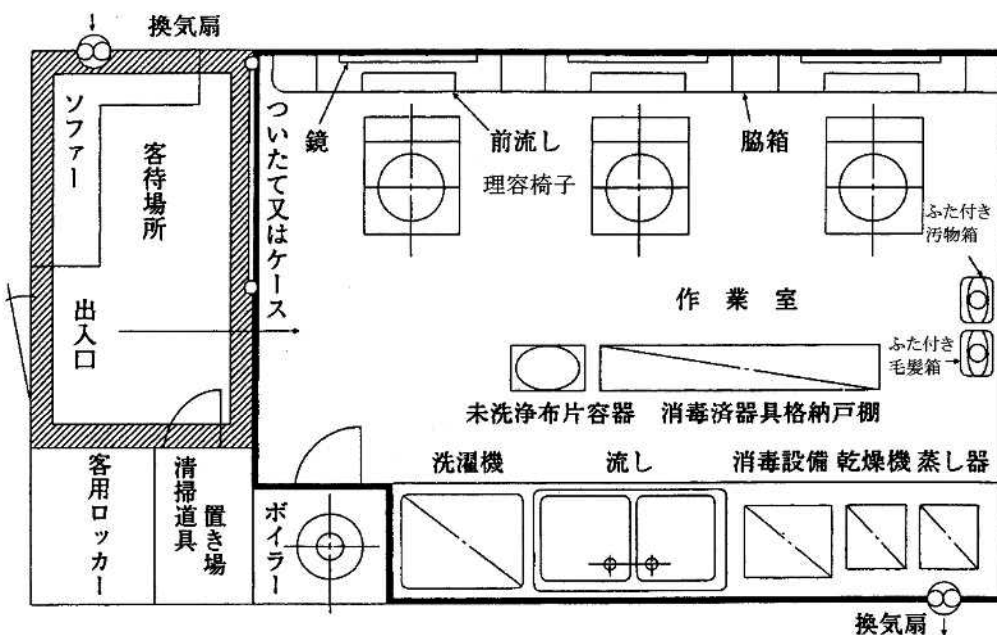
※確認書は再発行できません。

3 理容所・美容所に必要な構造設備

区分	基準及び指導事項	根拠														
面積	理容・美容の業務を行う1作業室の床面積は、13㎡以上であること。 床面積は内法(うちのり)で測ります。柱や壁などの内側で測定します。	理条4-1-1 美条4-1-1														
椅子の台数(※)	理容所 作業室の床面積13㎡の場合は椅子3台までとし、13㎡を超える場合は4.9㎡につき、1台増やすことができます。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>理容椅子台数</th> <th>1~3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業室の床面積(㎡)</td> <td>13.0</td> <td>17.9</td> <td>22.8</td> <td>27.7</td> <td>32.6</td> <td>37.5</td> </tr> </tbody> </table>	理容椅子台数	1~3	4	5	6	7	8	作業室の床面積(㎡)	13.0	17.9	22.8	27.7	32.6	37.5	理条4-1-2
	理容椅子台数	1~3	4	5	6	7	8									
作業室の床面積(㎡)	13.0	17.9	22.8	27.7	32.6	37.5										
美容所	作業室の床面積13㎡の場合は椅子6台までとし、13㎡を超える場合は3.0㎡につき、1台増やすことができます。 美容椅子とは、セット椅子、ドライヤー椅子、シャンプー椅子、ワールド待ち椅子、美顔椅子等作業室内で客が使用するものをいいます。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>美容椅子台数</th> <th>1~6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業室の床面積(㎡)</td> <td>13.0</td> <td>16.0</td> <td>19.0</td> <td>22.0</td> <td>25.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table>	美容椅子台数	1~6	7	8	9	10	11	作業室の床面積(㎡)	13.0	16.0	19.0	22.0	25.0	28.0	美条4-1-2
美容椅子台数	1~6	7	8	9	10	11										
作業室の床面積(㎡)	13.0	16.0	19.0	22.0	25.0	28.0										
客待場所	作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。 作業前の客を作業室と明瞭に区分された場所(客待場所)に待機させる措置を講じてください。 位置は入り口に近く、作業の邪魔にならない場所としてください。 作業室と客待場所との境には、ついたてやケース等の仕切りを設置してください。	理条4-1-3 美条4-1-3														

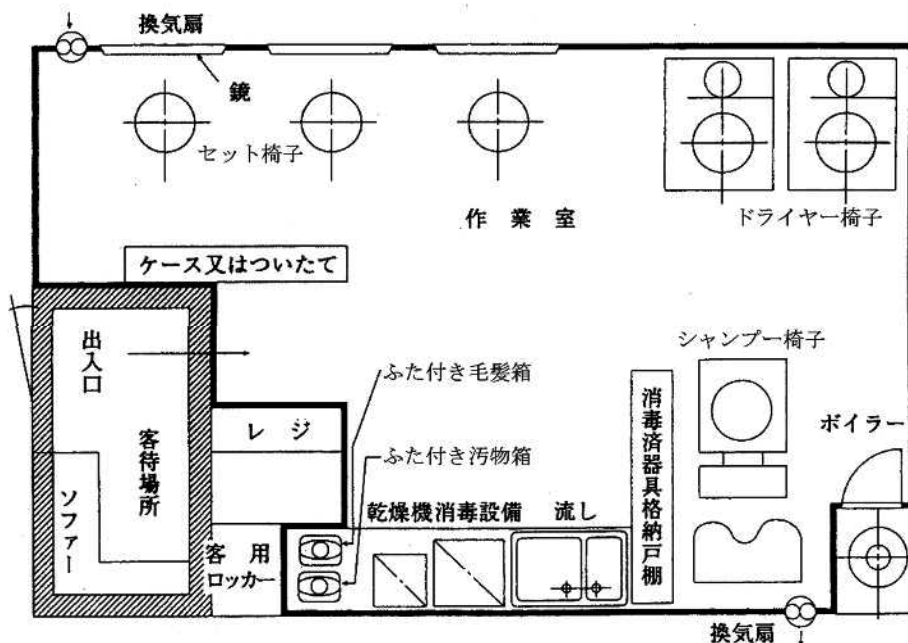
(※) 重複開設の場合は理容所の基準が適用されます

理容所の例



区分	基準及び指導事項	根拠
床・腰板	<p>床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリュームまたは板等不浸透性材料を使用すること。 清掃が容易に行うことのできる構造とします。</p>	<p>理規 26-1-1 美規 26-1-1</p>
消毒設備	<p>消毒設備を設けること。 P. 6 を参考に、消毒する物の形状、材質に応じて、施設に合った消毒設備を設けてください。 消毒液を用いて消毒を行うには、以下の器材が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> •メスシリンダー(計量器具) 消毒液を適切な濃度に調製するための計量器具が必要になります。 適正な濃度の消毒液を作るために、少量計と大量計を用意してください。 少量計 10～100ml: 消毒液(原液)を量ります。 大量計 500～1000 ml: 希釈水を量ります。 •薬液容器(消毒液容器) 消毒液を入れる容器を用意します。 平型、円筒型等、施設に合った物を用意してください。 汚染や揮発を防ぐためふた付きの物としてください。 薬液容器は一連の作業(洗浄→消毒→水洗→保管)が行いやすい場所に設置します。 	<p>理法 12-1-2 美法 13-1-2</p>
器具・タオル等洗場	<p>手指及び器具を洗浄するため、水道法第3条第1項に規定する水道から給水され、給水給湯設備を通じ、下水道法第2条第2号に規定する下水道に排水される構造(以降「流水式」という。)の洗い場を設けること。ただし、以下の場合にあつてはこの限りでない。 (1) 催事等において一時的に開設する場合 (2) 災害時において臨時で開設する場合 (3) 区長が衛生上支障がないと認める場合 器具は十分に洗浄した後に消毒するので、洗場は作業室内に設けます。周囲はコンクリート、タイルなど不浸透性材料で作ります。</p>	<p>理条 4-1-6 美条 4-1-6 理条規 5-1 美条規 5-1</p>

美容所の例



区分	基準及び指導事項	根拠
洗髪器	<p>作業室で頭髮に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪器を設けること。ただし、区長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>「頭髮に係る作業」とは、頭髮の刈込、染毛、調髪等、頭髮に対して行う施術のことをいいます。</p>	理条4-1-7 美条4-1-7
物品容器	<p>消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒済器具容器 消毒済の器具を全部収納できる扉付の戸棚やふた付容器を用意します。器具の汚染を避けるため、密閉された構造とし、消毒済の器具が他の物品と混在しないよう区分して保管してください。 ・未消毒器具容器 使い終わった器具を入れておく容器を用意します。 洗淨・消毒までの間、器具を入れておくのに十分な大きさとし、ポリバケツやバットなど、器具の数量に合った大きさの物を準備してください。 ・未洗淨布片容器 使い終わったタオルを入れる容器を用意します。 使用するタオルの量に応じた大きさのポリバケツなどを準備し、シャンプー台の付近等に設置します。 ・布片格納棚 使用前のタオルを収納します。汚染防止のため、扉付きの戸棚等としてください。 	理条 4-1-4 美条 4-1-4
採光・照明	<p>作業面の照度は100ルクス以上とすること。 300ルクス以上が望ましいです。</p> <p>作業室が地下室の場合や広い場合、間接照明のみを設置した場合は照度が不足することがありますので注意してください。</p> <p>また、暗いところでの作業はケガなど思わぬ事故に繋がることのある上、作業を行う従業者の眼の疲労を招きます。</p>	理規 27-1-1 美規 27-1-1
換気	<p>理容所・美容所内の二酸化炭素濃度を5,000ppm以下に保つこと。</p> <p>保健衛生上は、二酸化炭素濃度は1,000ppm以下が、また一酸化炭素濃度は10ppm以下が望ましいです。</p> <p>換気扇を回したり、定期的に窓を開けて換気をしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>機械換気の種類</p> <p>第1種換気:給気と排気の両方に換気ファンを用いるもの</p> <p>第2種換気:給気は換気ファン、排気に換気口を用いるもの</p> <p>第3種換気:排気は換気ファン、給気に換気口を用いるもの</p> </div> <p>作業室が地下にある場合は、換気設備が必要です。</p> <p>また、ガスを熱源とするタオル蒸し器や湯沸器には、必ず排気筒を設置してください。</p>	理規 27-1-2 美規 27-1-2
毛髪箱 汚物箱	<p>ふた付きの毛髪箱及び汚物箱を備えること。</p> <p>ふた付きの毛髪箱・汚物箱をそれぞれ別に設けます。</p> <p>毛髪は収集時に散乱しないよう、二重袋にする等工夫してください。</p>	理規 26-1-3 美規 26-1-3

4 理容所・美容所の衛生管理

(1) 洗浄と消毒

理容所・美容所では、以下のように規定されています。

<ul style="list-style-type: none"> 皮膚に接する布片及び器具類は、これを清潔に保つこと。 (理法 9-1-1、美法 8-1-1) 皮膚に接する布片は、客 1 人ごとにこれを取りかえ、皮膚に接する器具は、客 1 人ごとにこれを消毒すること。 (理法 9-1-2、美法 8-1-2) 皮膚に接する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。 (理規 24、美規 24)
--

理容所・美容所で使う器具は次のように洗浄・消毒を行います。

保管	未消毒の器具は未消毒物品容器に収めます。 (理条 3-1-6、美条 3-1-6) 使用した器具は洗浄までの間、未消毒器具容器に保管します。
----	--



洗浄	消毒は、器具を十分に洗浄してから行います。 (理規 25、美規 25) 器具の汚れや洗剤を十分に落とさないと消毒液に浸した場合、消毒効果が低くなります。家庭用洗剤をつけたスポンジなどを用いて、器具の表面をこすり、十分な流水で洗剤を洗い流します。 血液が付着した器具は特に念入りに洗いましょう。
----	--



消毒	器具や形状に合った消毒方法を選択し、十分に消毒をします。 器具は、①かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。)及び血液の付着したものまたはその疑いのあるもの②「それ以外」のものとして消毒方法が異なります。 (理規 25、美規 25) それぞれの消毒方法は、次頁を参照してください。 消毒薬は随時取り換え、常に清潔に保ちます。 (理条 3-1-9、美条 3-1-9)
----	---



水洗	消毒液が残らないように、流水でよく洗い流します。
----	--------------------------



保管	乾燥してから、専用の戸棚や容器に保管します。 消毒済の器具は消毒済物品容器に収めます。 (理条 3-1-6、美条 3-1-6) 消毒した器具と消毒していない器具を一緒にすると、消毒した器具が汚染される可能性があります。
----	---



施術	消毒した器具を用いて、施術します。 シザーケースは間接的に皮膚に接するため、消毒が求められますが、材質及び構造上、確実な消毒は難しいと考えられます。このため、器具を消毒せずにシザーケースに収納し、またはシザーケースから取り出した器具を消毒せずに使用すると、シザーケースを介し、ウイルス等の感染のおそれがあります。したがって、シザーケースを使用する場合は、消毒した器具のみを収納し、使用した器具はシザーケースに戻さないでください。
----	---

●消毒の方法

- ① かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。※）及び血液の付着したものまたはその疑いのあるもの（理規 25-1-1、美規 25-1-1）

消毒名	消毒方法
煮沸消毒	沸騰してから2分間以上煮沸する。 (注意)熱に弱い器具には適さない。
エタノール (消毒用アルコール)	76.9%~81.4%エタノール水溶液に10分間以上浸す。
次亜塩素酸ナトリウム水溶液	0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液に10分間以上浸す。 (注意)金属を腐食する。

※ かみそりには顔そり、襟足そり、頭髪のカットなど、用途により何種類かありますが、ここでは血液の付着の有無にかかわらず、顔そりのように直接肌に接する使い方をとするかみそりを指します。

- ② ①以外の器具（理規 25-1-2、美規 25-1-2）

消毒名	消毒方法	皮膚に接する器具類（○適当）					
		刃物類	くし	布片	刷毛	ゴム製品	プラスチック
紫外線消毒	85 μ w/cm ² 以上で20分間以上照射する。 (注意)紫外線が当たらない部分には効果がない。 照射能力が低下したら、ランプを取り換える。	○	○				
蒸気消毒	80℃を超える蒸気に10分間以上触れる。 (注意)熱に弱い器具には適さない。	○		○			
煮沸消毒	沸騰してから2分間以上煮沸する。 (注意)熱に弱い器具には適さない。	○					
エタノール (消毒用アルコール)	76.9%~81.4%エタノール水溶液で拭き取りまたは10分間以上浸す。	○	○		○		
次亜塩素酸ナトリウム水溶液	0.01%以上の水溶液に10分間以上浸す。 (注意)金属を腐食する。			○			
逆性石ケン液	0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。	○	○		○	○	○
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%以上の水溶液に10分間以上浸す。					○	○
両性界面活性剤	0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。		○		○	○	○

※ 消毒薬は汚れると効果が下がることがありますので、適宜新しいものに取り替えてください。

<消毒薬の取り換え頻度の目安>

- (1) エタノール消毒薬……蒸発、汚れの程度等により7日以内
- (2) (1)以外の希釈した消毒液……毎日

期間内でも消毒液が汚れたら、取り替えましょう。

- シェービングカップなどの間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、消毒をします。
- 直接皮膚に接しない器具(シェービングカップ、器具皿、ロットケース、ピン皿等)も客 1 人ごとに清潔なものを使用します。

<手指の消毒>

作業の前後には、手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒します。

- 1 石ケン、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄します。
- 2 手指の消毒は、速乾性すり込式手指消毒剤による方法、または手指を消毒液中に浸す方法により消毒します。手指を消毒液中に浸す方法により消毒する場合には、手指を消毒液中に十分浸し、30～60秒もみ洗いした後、水洗いし、清潔なタオルまたは使い捨てのペーパータオルなどでふき取ります。この場合の消毒液としては、0.05%～0.1%逆性石ケン液、0.05%～0.2%両性界面活性剤液、0.1%～0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液などを使用します。

(2) その他の衛生措置

区 分	基 準 及 び 指 導 事 項	根 拠
施設	施設内は常に清潔に保つこと。 器具類、布片類等の保管場所は、1週間に1回以上清掃をし、清潔に保ちます。 施設・毛髪箱・汚物箱などの設備に関しても、消毒して清潔にします。 作業に関係ないものは、作業室には置かないようにします。 作業室での喫煙・食事はできません。	理法 12-1-1 美法 13-1-1
作業衣	白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。 汚れが目立たない作業衣を着用すると、汚染に気付かず、前の客から次の客へ汚染を持ち越してしまいます。そのため、専川の作業衣を使用します。普段着と同様のものでは作業衣とみなすことはできません。	理条 3-1-1 美条 3-1-1
マスク	顔面に接する作業を行う際は、清潔なマスクを使用し、鼻及び口を覆うこと。 飛沫感染を予防するためにマスクが必要になります。	理条 3-1-2 美条 3-1-2
身体の清潔	身体は、常に清潔に保つこと。 爪は短く切り、作業の前後には手指の洗浄を行います。	理条 3-1-3 美条 3-1-3
器具、布片等の取り扱い	首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客 1 人ごとに廃棄すること。 客用の被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。 毛をそる際に用いる容器その他客の皮膚に接しない器具で客 1 人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。	理条 3-1-4 美条 3-1-4 理条 3-1-5 美条 3-1-5 理条 3-1-7 美条 3-1-7

5 手続き・必要書類

(1) 開設時に必要な書類

書 類	内 容	根 拠	
開設届 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に開設する場合 ・開設者が変わる場合（個人⇔法人等） ・施設を移転した場合（仮店舗を含む） ・大規模な改築、増築を行った場合 	理法 11-1 美法 11-1 理規 19-1 美規 19-1	
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者が外国人の場合は、住民票の写し（国籍等を記載したもの） ・開設者が法人の場合は、登記事項証明書（6か月以内に発行されたもの） 	理規 19-4 美規 19-4
理・美容所台帳※	構造及び設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「理容所・美容所に必要な構造設備（P.2）」を参考に記入してください。 	理規 19-1-4 美規 19-1-4
	施設平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の配置を記入し、寸法を記入します。 ・建築図面を添付していただいてもかまいません。 	
	付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗と付近の目標物を記入します。 ・営業所付近の地図を添付していただいてもかまいません。 	
従業員名簿 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・当該店舗に従事する従業員全員の氏名を記入します。 ・資格者については免許証番号、登録年月日を記入します。 	理規 19-1-5 美規 19-1-5	
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者は免許証（原本）を提示すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・資格者は結核、感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書（発行後3か月以内のもの） ・管理理容師・管理美容師にあってはその修了書（原本）を提示（資格者が常時2名以上の場合） 	理規 19-2 美規 19-2 理規 19-3 美規 19-3
検査手数料 (24,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ・開設届提出時に納付 	江東区事務手数料条例第6条（別表第4）	

※ の書類は保健所窓口にあります。

（注1）営業を譲り受ける場合、営業を譲り受けた事を証する書類を添付することで、上記書類の一部を省略できる場合があります。詳しくは保健所窓口でご相談ください。

（注2）理容所と美容所の重複開設をする場合は、同一施設で理容所と美容所の開設届が必要となります。また、施設に従事する全ての施術者が理容師と美容師の資格を有する必要があります。重複開設をご検討の方は保健所窓口でご相談ください。

(2) 開設後に届出内容を変更したとき

以下の事項に変更があった場合は、すみやかに届出を行ってください。(理法 11-2、美法 11-2)

事 項		提 出 書 類 等
名称（屋号）の変更		①変更届
開設者の氏名変更（改姓、改名）及び住所の変更		①変更届
法人の変更 ・商号、事務所所在地、代表者の変更 ・組織等の変更 ① 株式会社⇄持分会社 ② 持分会社間での変更 ③ 特例有限会社→株式会社		①変更届 ②法人の登記事項証明書（6か月以内に発行された履歴事項全部証明書）
構造設備の変更 （注意）事前に保健所へご相談ください。		①変更届 ②変更内容の説明書
従業者の変更	資格者を雇い入れたとき	①従業者変更届 ②理容師・美容師免許証（原本提示） ③健康診断書：結核、感染性皮膚疾患の有無について、医師が発行した3か月以内のもの ④管理理容師・管理美容師にあっては其の修了証（原本提示）
	無資格者を雇い入れたとき	①従業者変更届
	従業者が辞めたとき	①従業者変更届

(3) 承継に関する届出

以下の場合、その事実を証明する書面を添えて、遅滞なく届出を行ってください。

(理法 11 の 3、美法 12 の 2)

事 項		提 出 書 類 等
開設者（個人）が死亡し、相続人が開設者の地位を承継したとき		①承継届 ※ ②被相続人の戸籍全部事項証明書又は法定相続情報一覧図の写し ③相続人全員が確認できる公文書 ④相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合） ※
開設者（法人）が合併または分割により承継したとき	合併	①承継届 ※ ②合併により存続する法人または設立された法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	分割	①承継届 ※ ②分割により営業を承継した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
開設者が譲渡により承継したとき [確認を受けていた開設者が営業を譲渡した場合、譲受人は開設者の地位を継承します]		①承継届 ※ ②営業の譲渡が行われたことを証する書類 例：譲渡契約書の写し （譲渡日が令和 5 年 12 月 13 日以降のもの） ③譲受人が法人の場合、登記事項証明書 ④外国人の場合、住民票の写し（発行から 6 か月以内、国籍等の記載あり、マイナンバーの記載なし）

※の書類は保健所窓口にあります。

(4) 廃止したとき

以下の場合、すみやかに届出を行ってください。(理法 11-2、美法 11-2)

事 項	提 出 書 類 等
営業をやめたとき (名義変更、増改築に伴う開設等を含む)	①廃止届

6 免許の申請

事 項	手 続 き
試験に合格し、合格証明書の交付を受けたとき	免許申請
免許証をなくしたり、破ったり、汚したとき	免許証再交付申請
結婚などにより本籍地、氏名等の記載内容が変わったとき	免許証書換交付申請

上記の手続きは、公益財団法人理容師美容師試験研修センターが行っていますので、直接お問い合わせください。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 免許登録担当 〒 151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階) TEL (03) 5579-6878
--